

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月11日（金）第3263号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（※）（経営金融課取扱い） 1
- 告 示
- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 鹿児島県地域医療構想の策定（保健医療福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 公 告
- 建設業法に基づく監督処分公告（監理課取扱い） 5

## 規 則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第44号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成16年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同条第3号中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同条第4号及び第5号中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

第5条第1項第4号中「別表1の項」の次に「若しくは2の項」を加え、「同表11の項から14の項まで」を「同表13の項若しくは14の項」に改め、同条第2項第1号ソ中「同条第9項」を「同条第11項」に、「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、同号タ中「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、同号チ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第10条第2項」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第9条第2項」に改める。

第7条第2号中「年利0.65パーセント」を「年利0.5パーセント」に改める。

第21条第1項第3号中「中小企業新事業活動促進法第9条第1項」を「中小企業等経営強化法第8条第1項」に、「中小企業者等，中小企業新事業活動促進法第11条第1項」を「中小企業者及び組合等，中小企業等経営強化法第10条第1項」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表1の項中「第2条第1項第1号イに掲げる事業」を「第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち経営革新のための事業」に、「中小企業新事業活動促進法第9条第1項」を「中小企業等経営強化法第8条第1項」に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同表1の2の項中「第2条第1項第1号イに掲げる事業」を「第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓のための事業」に、「中小企業新事業活動促進法第11条第1項」を「中小企業等経営強化法第10条第1項」に改め、同表2の項中「第2条第1項第1号ロ」を「第3条第1項第1号ロ」に改め、同表2の2の項中「第2条第1項第1号ハ」を「第3条第1項第1号ハ」に改め、同表3の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営，財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に、「事業協同組合，」を「事業協同組合等又は」に改め、「又は協同組合連合会」を削り、同表5の項及び7の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同表8の項中「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」に改め、同表9の項中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合等」に、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同表10の項中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合等」に改め、同表11の項中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同表12の項中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第7条の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 告 示

### 鹿児島県告示第984号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8608	平成28年 10月28日	映 画	大淫乱 飛び散るスケベ汁	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8609			飢えた嫁 義理の父と	新日本映像		
8610			特務課の罠 いたぶり牝囚人	オーピー映画		
8611			どすけべサラリーマン 開花編	新東宝映画		
8612			恥ずかしい検診 興奮のOL	新日本映像		
8613			快樂交差点 オンナ裏に出会うとき	オーピー映画		
8614			痴漢バス バックが大好き	新東宝映画		
8615			家政婦は人妻 舐めまわす	新東宝映画		
8616			恋人百景フラれてフってまた濡れて	オーピー映画		

### 鹿児島県告示第985号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25171	平成28年 10月28日	雑 誌	漫画ボン 11月号 18327-11	大都社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25172			本当にあったもっとみだらな話 12月号 18117-12	一水社		
25173			COMIC LO 12月号 03769-12	茜新社		
25174			エンジェルクラブ 11月号 11945-11	エンジェル 出版		
25175			petit Rose vol.22 18328-10	大都社		
25176			絶対恋愛Sweet 11月号 15557-11	笠倉出版社		
25177			Chara Selection 11月号 02895-11	徳間書店		
25178			ihr Hertz 11月号 01771-11	大洋図書		

## 鹿児島県告示第986号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、鹿児島県保健医療計画（平成25年3月29日鹿児島県告示第402号をもって公示）の一部として鹿児島県地域医療構想を別冊のとおり定め、平成28年11月11日から施行する。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
すずな調剤薬局	鹿児島市薬師二丁目27-8	平成28年 11月1日	精神通院医療
スマイル薬局川内駅前店	薩摩川内市東向田町101番地	平成28年 11月1日	精神通院医療
ひだまり薬局	始良市宮島町56-29	平成28年 11月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第988号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
こうの子どもクリニック	霧島市国分中央四丁目15番3号	平成28年11月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第989号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成28年11月11日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年1月10日鹿児島県告示第10号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
日置市吹上町区域 （吹上町漁業協同組合の地区）	(1) 主としてごち網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業 (2) 主としてさし網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第990号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）堂園地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成28年11月14日から同年12月12日まで
- 縦覧場所  
曾於市役所耕地課

**北薩地域振興局告示第24号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年11月11日

北薩地域振興局長 中堂 蘭哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援サービス事業所きつずぼんぼこ	出水郡長島町平尾224番地1	特定非営利活動法人長島福祉作業所ぼんぼこ村	出水郡長島町平尾221番地	大堂 和枝	平成28年10月15日	児童発達支援・放課後等デイサービス

						ス
--	--	--	--	--	--	---

## 北薩地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年11月11日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みんな	薩摩川内市西向田町7番26号	特定非営利活動法人トボス	薩摩川内市小倉町7857番地	成松由香里	平成28年11月1日	就労継続支援B型

## 始良・伊佐地域振興局告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年11月11日

始良・伊佐地域振興局長 牟田 神 圭 介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育の家ひまわり	始良市西餅田3527番地28	特定非営利活動法人 t a l i	始良市東餅田1796番地24	川崎 徹	平成28年9月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
企業組合労協センター事業団始良地域福祉事業所第2児童デイサービスおひさま	始良市船津1488番地2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	藤田 徹	平成28年9月1日	放課後等デイサービス

## 公 告

## 建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

平成28年11月11日

鹿児島県知事 三反園 訓

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成28年10月28日	株式会社 諏訪園組	いちき串木野市大里2784番地1	諏訪園 耕	鹿児島県知事許可（一般-23）第9952号	営業の停止命令 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業 2 停止を命ずる期間 平成28年11	株式会社諏訪園組及び同社取締役は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成28年5月18日、伊集院簡易裁判所から罰金刑の略

					月12日から同 月14日までの 3日間	式命令を受け、その 刑が確定した。 このことは、建設 業法第28条第1項第 3号に該当する。
--	--	--	--	--	---------------------------	--